



一般社団法人
メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブッタ切り 第35回「登録販売者の業務拡大」◇

文／中島 慶八郎 氏

登録販売者とは、2009年より施行された改正薬事法によって創設された、それまでは薬剤師にのみ許されていた一般用医薬品の一部販売が可能な職である。

一般用医薬品は、その副作用の重度・軽度の視点から第一類、第二類、第三類と3つに区分されている。処方箋薬とこの第一類は薬剤師の範囲であるが、第二類と第三類は登録販売者が販売できることとなった。その登録販売者になるには国家試験（実際には都道府県が代行する）に合格しなければならない。

受験には、学歴・年齢・実務経験は不問だが、合格後2年間の実務経験を必要とする。薬局は薬剤師または薬剤師+登録販売者の体制が必要である。しかし、いわゆるドラッグストアの中には店舗販売業者の許可のみを受得して登録販売者のみを配置し、一般用医薬品第二類、第三類、その他医薬部外品、健康食品等々の販売を行っている所と、薬局として薬剤師+登録販売者の体制を取っている所とに二分されている。

今、問題になっているのは薬局は薬剤師不在の時には原則、店を閉めなくてはならないが、在宅服薬指導に出かけた時、登録販売者がいれば店を閉めなくても第二類、第三類等々は販売できるようにと国が方向性を打ち出したことである。これに対し日本薬剤師会は、「薬局であるならば薬剤師不在の時に登録販売者が販売できるということはおかしい。薬剤師がいなくても良いということになるではないか。」と反対している。

確かに薬局としては薬剤師の存在は絶対的であるが、かかりつけ薬剤師が在宅や地域活動を求められている今日では、登録販売者をうまく活用することは薬局・薬剤師にとってもプラスではないだろうか？

かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師の職務にもあるようにセルフメディケーションにどのようにかかわることが出来るかが問われているのである。政府の規制改革会議、健康と医療ワーキンググループの報告書や、3月17日に厚労省が発表した薬局に於ける一定の条件下の規制緩和はこれからの医薬品業界の在り方を示していると言える。

登録販売者が誕生したことで、薬剤師の新しい職務が明確になってきたと捉えるべきではないだろうか？